

子育て世帯臨時特例給付金

4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

■ 支給対象者

基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であって、その平成25年中の所得（平成25年1月から12月までの所得）が児童手当の所得制限に満たない方が対象となります。

対象となる方のうち、配偶者からの暴力を理由に避難している方は、お住いの市町村にご相談ください。

■ 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童。

ただし、次の児童は対象外です。

- 「臨時福祉給付金」の対象となる児童
- 生活保護制度の被保護者にあたる児童

■ 支給額

対象児童1人につき **10,000円**

※今回の給付措置は臨時特例的に行われるものであり、児童手当の上乗せではなく、1回限り対象児童1人につき10,000円支給するものです。

■ 申請手続（公務員以外）

平成26年1月1日に住民登録がされている市区町村で申請してください。

支給対象となる可能性のある方には、7月下旬に申請書を送付予定であり、8月から申請受付を開始します。返信用封筒も同封しますので役場町民税務

課あて郵送してください。また、平成26年1月2日以降に町外へ転出した場合は、南越前町で申請手続きを行うことになります。申請書は、転出先に送付する予定です。

■ 申請手続（公務員）

公務員の児童手当は勤務先から支給されていますが、この給付金に関しては平成26年1月1日に住民登録がされている市区町村へ申請する必要があります。

勤務先から次の書類が交付されることになっていますので、8月1日以降、役場町民税務課まで提出してください。

- 平成26年1月分の児童手当の受給状況に係る証明書
- 支給申請書（公務員用）

■ 申請受付期間

8月1日～10月31日

■ 給付金の受取方法

児童手当の振込口座（または、申請書に記載した指定口座）に入金されます。

※振込後に支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただきますので、ご注意ください。

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金



臨時福祉給付金

4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」が支給されます。

■ 支給対象者

平成26年度分町民税（均等割）が課税されていない方が対象となります。

ただし、町民税が課税されている方に扶養されている場合や、生活保護を受けている方は対象になりません。

対象となる方のうち、配偶者からの暴力を理由に避難している方は、お住いの市町村にご相談ください。

■ 支給額

支給対象者1人につき、**10,000円**

支給対象者の中で以下に該当する方は、**5,000円**を加算

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
- 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者

■ 申請手続

申請先は、基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村となります。

支給対象となる可能性のある方には、7月下旬に申請書を送付予定であり、8月から申請受付を開始します。返信用封筒も同封しますので役場保健福祉課あて郵送してください。

■ 申請受付期間

8月1日～10月31日

■ 給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。

※振込後に支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただきますので、ご注意ください。

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007

厚生労働省

「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」ダイヤル

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関する一般的な問い合わせに対応するため、厚生労働省では、2つの給付金専用ダイヤルを設置しています。

制度の概要についてのお問い合わせは下記専用ダイヤルをご利用ください。

電話番号 0570-037-192

運営時間 午前9時～午後6時

(土、日、祝日は除く)

町や県、厚生労働省などの職員をかたった電話や郵便により、手数料などの振込を求められたり、個人情報を探ねられたときは、迷わずに役場（保健福祉課または町民税務課）や最寄りの警察署にご連絡ください。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給を装った「振り込め詐欺」などにご注意ください

